

会長挨拶

宮本 好彦 (三恵苑在宅介護支援センター)

5月29日の総会にて3年目の会長職を仰せつかりました。会員の皆さんの更なる資質向上のお手伝いとダイナミックなネットワーク作りを目標に、今年度も精一杯務めたいと存じます。各関係機関のみなさまには引き続きご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

現在さいたま市の事業所で勤務している介護支援専門員数を計算してみました(WANNEET上今年4月時、休止事業所除く)。居宅事業所が260、包括センター26、特養38、老健・療養病院24、グループホーム36、特定施設52ヶ所で、ケアマネジャーが配置されている事業所は43ヶ所。一つの居宅事業所にケアマネジャーが23人(全国平均)在籍し、他の事業所には各1名ずつとする

と、市内で従事しているケアマネジャーは780人ということになります。現在市内で要介護認定を受けている方は32万人。単純に割るとケアマネジャーひとり当たり41人の要介護認定者の割りあてとなります。お解りと思いますが、これには居宅以外の176事業所の施設系ケアマネも含めての割り算ですし、認定者の中には要支援の方も含まれ、認定を受けていてもサービスを使っていない方は1割以上いると言われている。つまり、一人あたり担当40件程を上限目安にした現制度上でケアマネジャーはすでに余剰の状態と言えます。そんな状況下、今年度の当協会活動は「研修・ネットワーク推進委員会」を核に、「自分磨き」と

「地域に根ざした利用者支援ができる」ケアマネジャーを目指すべく活動体制を布きました。

ケアマネになったばかりの方も含め、まずは「疑問を聞けるし理解し合える」・「上下関係を作らない」・「力を合わせられる」ことを心がけ、会員同士大いに情報交換をやってみてください。その術を備えられたなら、行政はじめサービス事業所や施設関係者からも信頼されて利用者の幸せに繋がることでしょうし、『市のケアマネ協会会員なら安心して頼める』といった声をどこからか聞く日が来ることを私は信じています。

最後に、この場を借りて今年度の総会にご臨席いただいた来賓の方々に心よりお礼申し上げます。また、総会後の全体研修会冒頭にはさいたま市の清水勇人市長がご挨拶に駆けつけてくださり、私たち協会会員に志気を頂戴しましたことを皆様にご報告いたします。

DAIRY
STARTER

平成22年度

さいたま市介護支援専門員協会通常総会



Vol.20

2010年夏号

さいたま市介護支援専門員協会

「平成22年度 通常総会」

開催日時 平成22年5月29日（土） 13時45分～14時45分
開催場所 さいたま市文化センター 多目的ホール（鳳翔の間）

5月29日（土）さいたま市文化センターにて「平成22年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

今年の会員出席者は65名を数え、来賓にさいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長 中山正行氏をはじめ、行政の方々の多数の参加があり、関係諸団体として、さいたま市



介護保険サービス事業者連絡協議会、川崎市介護支援専門員連絡会、埼玉ニュービジネス協議会、大宮地区訪問看護ステーション連絡会からもご出席いただいた。

また、清水勇人市長もご忙中にもかかわらず、駆けつけてくださり、お祝いのお言葉をいただいた。

その中で、さいたま市は、市民一人一人が幸せを実感できることと子どもが輝く「絆」で結ばれたまちづくりを進めていくため、昨年11月に策定した、「しあわせ倍增プラン2009」についてお話された。

＊「介護福祉士及びホームヘルパー2級の資格取得に対する支援及び実施」

＊「介護する人への支援体制の充実を目指し、市内各地域包括支援センターに相談員を

数名増員配置し、年末年始を除く年中無休を図る」

＊「介護者サロンの開設や介護予防事業の参加の拡充を努める事で活力のあるさいたま市を目指していきたい」

また、我が国は世界に例を見ないスピードで高齢化が進み2015年には4人に1人が高齢者という本格的な超高齢化社会が到来するといわれており、急激な高齢化とともに要介護認定を受ける方や介護保険を利用される方の増加が見込まれている。

さいたま市としては、

＊「生きがい対策や介護予防事業の充実」

＊「高齢者に住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう地域における見守り活動や地域におけるネットワークづくりへの取り組みを通じて誰もが住み良いまちづくりを目指す」「介護保険事業の基本理念でもある自立への支援に努める」

についても示された。

最後に、「さいたま市介護支援専門員協会の皆様は、市民

と行政をつなぐ、まさに扇の要、今後も介護を必要とする高齢者の方々とその家族の生活の安定充実のため、より一層のご尽力とさいたま市の介護保険事業の円滑な推進とご協力をいただきますようよろしくお願い致します。」と力強いお言葉をいただいた。

議案については、滞りなく承認され、会長は、前年度に引き続き、三恵苑在宅介護支援センター 宮本好彦氏となり、各役員、委員におきましても承認いただいた。

そして平成22年度より協会において組織体制の編成を行い、新たな船出となった。

第1回全体研修

開催日時 平成22年5月29日 15時00分～16時30分
開催場所 さいたま市文化センター 多目的ホール（鳳翔の間）

第1回全体研修は、一心会 伊奈病院整形外科部長 石橋 英明氏をお招きし、「運動器を知る・守る・きたえることの重要性」高齢者から働く人まで。ひざ・こし・ほねの健康のために」という演題でご講義いただいた。

変形性膝関節症、腰部脊柱管狭窄症、骨粗しょう症は、私たち介護に関わる者たちにとっては、よく耳にする病名であるが、体の中で何が起きているのか、そのためにどのような症状を呈するのか、またその治療法を具体的に示していた。

超高齢化社会になっても健康で自立した生活を送るには、運動器の機能を維持していくことが必要不可欠である。この講演では、介護が必要となったり、寝たきりになる可能性

第2回全体研修

「アセスメント」について

開催日時 平成22年7月24日(土) 13時30分～17時00分
開催場所 埼玉教育会館201・202号室

今回の全体研修では、神奈川県立保健福祉大学の峯尾武事で、3名ずつのグループで已准教授をお招きし、「アセスメントから見直す利用者さんの生活と人生」についてご講義いただいた。70名を超える参加者が集まり、また、「一

えていただいた。「気持ち」を知るために、現象を見て、表情や言葉から想像を巡らせる。そして、5W1Hを明らかにするために、必要な情報を把握すること。つまり、イメージネーションを働かせ、仮説を立て、その根拠を探っていくことがアセスメントではないか。私たちの業務はクリエイティブな仕事であると先生はおっしゃった。

「広いフロアがあります：中略：そこにいる山本さんの今の気持ちは？」という問いかけから始まった今回の講義では、ご利用者の「気持ち」を知ることこそがアセスメントの目的であるということ教

次に「人生の流れの中でその人を理解する」ということを、ある82歳女性を取材した映像とともに教えていただいた。映像で女性の生活史が幼少時から紹介されたことにより、(認知症から一人暮らしは無理と言われる状況にある) 本人の背景を知り、本人について考えることができた。ご利用者を特別視せず人間として見る。全人的理解と自己実現の支援をするためにはバックグラウンドの把握が重要であるという先生の言葉の意味を実感しながら学ぶことができた。

特にこの講演では高齢者のみに焦点を当てているのではなく、介護者の私たちが将来的にロコモを防ぐこともテーマとしており、今から行っていると将来的にロコモを予防できるトレーニングの仕方というものも教えていただくことができた。

「大きな古時計」を歌いながらのスクワットなど、参加者全員が実際に体を動かしてみる実践的な場面もあり、リラックスしながら講演に集中することができた。

ロコモは、バランスの低下、筋力の低下、膝・腰・骨が相互に関連して進行するのだとい

う。私たちも、日々のトレーニングで介護者として、また将来、自分自身の自立のためにも、今回の講演で得た知識を役立てていきたいものである。

人が求めているのは共通して「認めてほしい、分かっ

てほしい」という事に尽きるのではない。だから自己実現のお手伝いをしていきたいが、介護保険ではそこまでを要求していない。でも、せめてそのスピリットだけは持ちたい。「たまには利用者さんの昔の話をしみじみと聞いて、その中から尊厳ある老後を形に表

てほしい」と先生は締めくくった。研修が終わり、参加者からは、「現況ばかりみていた」や「押しつけプランだった」などの反省や、「新鮮な話で勉強になった」、「人生に思いを馳せていきたい」、「誇れる仕事だと思った」など、今後につながる前向きな感想が多く寄せられた。



見沼区ケアマネサロン

「事業所連携の構築」～シヨート事業者との情報交換と円滑なサービス提供～

開催日時 平成22年7月16日（金） 14時00分～15時00分

開催場所 高齢者ケアセンターのぞみ 4階会議室

介護支援専門員とサービス事業者との連携を強くしていくことが今後の在宅サービスに必要ではないかと考え、今回のサロンはシヨート利用事業者との連携を行うこととなった。

事前に見沼区のシヨート利用施設に関して

シヨート受入れ

状況などについて

のアンケート

を行った。その

情報をもとに資

料の作成を行

い、事業形態別

（単独型・老人

保健施設・老人

福祉施設）の各

シヨート利用の

担当者の方にお

越しいいただき、

施設の特徴、受

入れ状況、困っ

ていること（困

難事例など）、

介護支援専門員

への質問などを



お話ししていただいた。また介護支援専門員からも、事例を交えながら、各サービス事業所への質問が活発に行なわれた。

シヨート事業者へ受け入れ困難ケースについて

質問を行い、「医療的行為が多い方（夜間の対応が困難）」「暴言や暴力のある方が難しい」「体験利用に対しては1泊の利用ではなく、2、3泊程度の利用をしていただければ、職員がご本人の状態などを把握する事ができる」「アセスメント（ご本人の情報など）はできるだけ直近のものを」「送迎時にはできるだけ介護者は自宅にいてもらいたい」などのお話をいただいた。緊急のシヨート利用、申し込みに関しては、各事業所ともに対応が違うので、介護支援専門員自身もきちんと把握しておかないといけないと感じた。

今回のシヨート利用事業所との話し

合いを行ったが、今後は訪問系、通所系の事業所との交流を行い介護支援専門員とサービス事業者との連携を作り、在宅生活が有意義となる支援ができるようにしていきたいと感じた。

今回のシヨート利用事業所との話し合いを行ったが、今後は訪問系、通所系の事業所との交流を行い介護支援専門員とサービス事業者との連携を作り、在宅生活が有意義となる支援ができるようにしていきたいと感じた。

北区・西区合同ケアマネサロン

ケアマネ座談会～お悩み・お困りw杯

開催日時 平成22年7月23日（金） 14時00分～16時00分

開催場所 宮原コミュニティセンター

第1回北区・西区合同ケア

マネサロンは、日本中が熱く

盛り上がったワールドカッ

プにちなんで、ケアマネ座談

会～お悩み・お困りw杯

と題して開催された。開始前

の準備もばっちりな西区幹

事は、サッカーの主審のユニ

ホームに着替え登場。ボール

や笛、メガホンまで用意し、

テレビの前で大声で応援し

たワールドカップを思い出

させた。

ゲーム形式で開催された、

今回の座談会の流れは、ま

ず、A、B 2チームに分か

れ、チームごとに、「こんな

ことを知りたい」「こんな

ことに悩んでいる、困ってい

る」などについて、チームで

話し合う。次に、チームで出

た問題の中で、この問題は是

非取り上げて、みんなが話し

合いたいという課題を決め、

それについてチームでさら

に掘り下げて話し合う。そし

て、「これが分かれば解決す

る」「こういう勉強をすれば

解決するかも」という解決策

を立て、そのためにはどうす

ればいいのか、ということをし

さらに話し合っていく。そし

て、それぞれのチームで勝ち

残った課題について、Aチー

ム、Bチームのどちらの課題

が、今後のサロン活動や研修

で取り上げて欲しいかを全

体で決定する、という流れで

ある。

チーム内の自己紹介の後、

主審の「ピー」という笛の合

図で座談会が始まった。参

加者も初めは戸惑った様子

も見られたが、次第に、ピッ

チの絵が描かれた用紙に、各

自、問題点を貼る時には「ゴ

ール！」と大声を出して貼っ

ていくようになり、終始、

笑いが絶えず、一人一人がワールドカップ風座談会を楽しんだ。

各チームから出た問題点として、
①医療、介護、障害者のサービスなどのように利用すれば、利用者にとって一番有利なのか？②サービス担当者会議でのファシリテーターとしての役割は？③胃ろう手術のメリット、デメリットは？④利用者との信頼関係を築く良い方法は？などなど、日頃から、悩み事の多いケアマネの様子が多く分かった。そして、両チームから勝ち残り、優勝した課題は、わずかの差で、「サービス担当者会議での、ファシリテーターとしての役割」に決定した。そして、この課題



について、身に付けるために必要なことは、「問題を整理する力」「相手から話を引き出す力」であり、その方法として、「日頃から話す訓練をする」また、「ケアマネサロンの勉強会を活用する」などの意見が出された。次いで2位となったのは、「胃ろうについての情報を知りたい」という課題で、「胃ろう造設後のサービス導入について」「経口摂取について」など具体的な悩みから、「今後のサロン活動で、主治医や看護師を招いて講習会を開いてもらいたい」などの意見が出た。

優勝したお題である、「サービス担当者会議でのファシリテーターとしての役割」については、現在すでに11月のサロンの内容として決定しており、今回参加したケアマネからも、是非次回も参加したいとの声が上がった。

今回、2位、3位になったお題についても、年間行事の中に反映できるように検討中であり、「研修・ネットワーク推進委員会」が発足した今年度は、さらに充実したサロンになることと思う。今後もケアマネの生の声を聴き、タイムリーな情報や、勉強会を開催し、ケアマネサロンを盛り上げていきたい。

施設介護支援専門員研修の報告

「22年度第1回研修会 施設ケアマネサロン」

開催日時 6月26日(土) 13時00分～15時30分

開催場所 特別養護老人ホーム スマイルハウス(緑区)

恒例となりました「施設ケアマネサロン」。協会員であれば居宅のケアマネジャーも参加できる形式として開催。11名(施設従事者7名・居宅4名)が参加した。

今回は「施設サービス計画書(シヨーステイ)の現状報告と意見交換」とテーマを決めて座談会方式で実施した。自己紹介の後、今年度から研修ネットワーク推進副委員長(施設担当)となった特別養護老人ホーム尚和園の山本洋子氏より、勤務先施設におけるシヨーステイ受入れの流れから、施設サービス計画書作成の実際を説明していただいた。それをきっかけとして、参加者からの質問や、自分の施設ではこうしている、などのさまざまな意見が交わされた。施設と居宅のケアプランの連動について、それぞれのケアマネの立場から積極的な意見が飛び交い、充実したサロンとなった。

アンケートからは「他の施設の方々とコミュニケーションが図れ、各施設でのやり方や現場の意見が聞けてよかった」

「様々な視点で話を聞くことが出来てとても勉強になった。今後も参加させて頂きます」などの感想に加え、「居宅のケアマネさんの意見も聞けてよかった。シヨーステイの計画を見直して、居宅ケアマネに自身をもつて提出できるようにしたい」との頼もしい声も聞かれた。今後も、年1回のサロン活動を継続し、居宅ケアマネも参加できる方式で開催したいと思う。



さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的

に賛同する者とする。

- (1) さいたま市に住所または勤務先を有する介護支援専門員実務研修受講試験合格者であって、実務研修を終了している者。または入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。
- (2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであって第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があった場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。ただし、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。ただし、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

(退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本

部事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものと同みなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。ただし、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあった場合

(抛出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出金は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 事務局長

(4) 研修・ネットワーク推進委員長

(5) 広報委員長

(6) 各区の代表幹事

2 本会の役員は、会長、副会長、事務局長、研修・

ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区の代表幹事とし、総会において会員の中から選出する。

3 会長は役員会で選出し総会で承認する。

4 副会長、事務局長、研修・ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区の代表幹事は会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2名とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(5)については、執行部を組織して、運営の中核となる。

5 研修・ネットワーク推進委員長は、研修・ネットワーク推進副委員長並びに、第10条1項の(1)から(4)並びに、会長より氏名された区代表者と研修・ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整等を行う。また、各区より研修会の開催希望が合った場合、会長より指名された区代表者と連携し研修・ネットワーク推進委員会と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。また、各区広報

委員からの各区の活動状況を把握して、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 各区の代表幹事は、副幹事と連携をして各区の活動の中心となる。また、会長より氏名された代表者は、研修・ネットワーク推進委員として連携を行うものとし、区内で活動を行う際は、活動計画の企画や調整を行い、区内の会員への連絡を行う。但し、区内の会員の規模や代表幹事・副幹事のみで円滑な活動が難しい場合は、代表幹事の判断で区内の活動に協力できる会員を指名して、協力を得ることとする。

8 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。ただし補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市大宮区下町3丁目8番3号 財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項
(召集及び開催)

第19条 総会の会議は、会長が召集する。

2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員が必要と認めたとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 役員会は、必要なとき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 会議の議長は、その会議に出席した会員等の中から選出する。

3 やむをえない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって表決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間および本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供または漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間および本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間および本会を退会した後も個人情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の決議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

平成 22 年度
さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

月	全体・執行部主催研修 内 容	幹事会活動・研修 内容	施設ケアマネ研修 内容	研修委員会 広報委員会	役員会
4 月					執行部会 役員会
5 月	通常総会 第 1 回全体研修 「基調講演」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
6 月			施設ケアマネサロン 「交流会」	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
7 月	第 2 回全体研修 「アセスメントについて」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
8 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
9 月			第 1 回施設ケアマネ研修	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
10 月	第 3 回全体研修 「退院時の調整の仕方 について」	各区 ケアマネサロン		広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
11 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
12 月			第 2 回施設ケアマネ研修	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
1 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
2 月			第 3 回施設ケアマネ研修 「講義」 (講師：峯尾武巳氏)	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
3 月	第 4 回全体（行政合同）研修 「第五期 事業計画に 向けての取り組み状況」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会

ちょっと coffee break

『魔法の言葉』

会員N

世の中には、思い通りにならないことなんて当たり前のようにある。家庭でも、仕事でも。そんな日常的なことに、いちいち腹を立てたり、こだわって先に進めない・・・と解っていても気持ちはそこに留まってしまう。

そんな状況から前向きになるための魔法の言葉が私にはある。それは、ため息の後に発する「しょうがないわね～」である。

一見「あきらめ」のようなこの言葉は、相手の受容と次なる策で解決しようという、実は前向きな体制に入るスイッチなのである。それまでの考えに固執せず、頭も体も切り替わるのだ。感受性が豊かで、傷つきやすい私の心身を守るために、自己防衛本能が生み出した儀式のようなものだと思うが、私が「大雑把な性格だからだ」とか「おばさんになったからだ」と言う他人もいる。いやいや人間には誰しも二面性があるし、日々成長し

ているのだ。

高室先生は、研修会で「ケアマネは感情労働である」と話をされた。だったら、ため息とともに、悔しさ、辛さ、悲しさ、虚しさ、諦めなどを吐き出して、「しょうがないわね～」と声に出そう。そして、いかりや長介のように片手を軽く上げて「次行ってみよう～次！」と歩き出すのだ。まだまだ私達には次がある。おばさんにだって明日があるのだ。

(人気のこのコーナーに誰が書くのか・・・皆尻込みし、トップバッターは私だと指さす。そこで私は言う「しょうがないわね～」と。後になればなる程ネタがなくなるし、比較対照も増えて書きにくくなるのに。後のことは気にしないで好きなように書きちゃうよ。)

あとがき

今年度初めの広報誌には、「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。目を通していただいた後も、保存していただければ…と思います。

最終ページの「ちょっと coffee break」ですが、初回は会員のN様に担当していただきました。今回から会員がリレー式で担当しますので、あなたの順番がきたらよろしくお願いします。

これからも「読んでいただける広報誌」を目指していきますので、ご意見、ご要望がございましたらご連絡ください。

事務局より

会員の住所・事業所等登録事項に変更があった場合や入会・退会希望の場合は事務局までご連絡ください。

さいたま市介護支援専門員協会 事務局 野崎・西間木

(財)さいたま市在宅ケアサービス公社内

電話番号 048-645-7470

FAX 048-645-7500

リニューアルしたので見てくださ～い!!

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>